

3 企業第 6 4 号
令和 3 年 4 月 1 日

工業用水道課長
いわき事業所長 様

企業総務課長

低入札価格調査事務処理要領について（通知）

低入札価格調査事務処理要領（平成 19 年 3 月 30 日付け総務部長依命通達。以下「要領」という。）については、企業局においては下記のとおり読み替えた上で準拠することとしますので、内容を確認の上、適正な事務の執行をお願いします。

記

- 1 要領中「福島県総合評価方式実施要領」を「福島県企業局総合評価方式実施要領」と読み替える。
- 2 要領中「予算主管課長」を「企業総務課長」と読み替える。
- 3 要領中「工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の認定等に関する要綱」を「企業局工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の認定等に関する要綱」と読み替える。
- 4 要領中「地方入札参加条件等審査委員会」を「企業局地方入札参加条件等審査委員会」と読み替える。
- 5 要領中「本庁入札参加条件等審査委員会」を「企業局入札参加条件等審査委員会」（以下「本局審査委員会」という。）と読み替える。
- 6 工事執行権者が公所長であるときの低入札調査票については、企業総務課長が本局審査委員会に諮ることとし、要領第 8 条第 2 項、第 3 項及び第 4 条については準拠しない。
- 7 要領中「福島県条件付一般競争入札実施要領」を「福島県企業局条件付一般競争入札実施要領」と読み替える。
- 8 要領中「予算主管課長を経由して入札監理課長」を「企業総務課長」と読み替える。

（事務担当 副主査 関 電話 024-521-7572 内線 3808）